BCP フォーラム

取引所取引専門部会 報告書

【別添資料】

第部

取引所取引専門部会 清算・決済分科会 報告書

取引所取引専門部会 清算・決済分科会の審議経過

取引所取引の清算・決済に係る BCP の現状及び改善策等について

資料 1	テロ等の発生時における図	次米の清質・	決済機関の対応について
只作し		·// / / / / / / / / /	

- 資料 2 想定されるパターンと各インフラ機関における現状の対応
- 資料3 清算・決済システムの短期障害への対応について
- 資料4 資金決済システム関連のリスク事象発現時の対応の整理
- 資料 5 清算・決済に係る現状の BCP 体制に関する改善のポイント (短期的対応)
- 資料 6 短期的な対応では翌日以降への決済繰延べを回避できないと想定される事象
- 資料 7 海外の清算・決済機関における BCP 方針概要及びバックアップサイトの状況

取引所取引専門部会 清算・決済分科会の審議経過

第1回会合

平成18年6月19日(月)

委員の紹介並びに座長の選任について

清算・決済分科会の検討項目及び議論の前提について

清算・決済分科会における論点及び検討の進め方について

清算・決済のBCPに係る基本方針の整理について

清算・決済機関におけるBCPの現状について

第2回会合

平成18年7月18日(火)

現状のBCP を前提とした場合に当日中の清算・決済業務の結了が困難となるリスク要因の検証について

当日中の清算・決済業務の結了を可能とするための代替運用・処理時限の変更等の検討について

第3回会合

平成18年8月11日(金)

当日中の清算・決済業務の結了を可能とするための代替運用・処理時限の変更等の検討について(前回の積み残し事項)

当日中の清算・決済結了が困難となるボトルネック解消のための対応(清算・

決済分野の B C P に係るバックアップ体制の検討)について

市場サイドBCPとの連携について

今後のすすめ方について

第4回会合

平成18年9月15日(金)

取引所取引の清算・決済に係るBCPの現状及び改善策について

取引所取引の清算・決済に係る BCP の現状及び改善策等について

平成 18 年 9 月 21 日 取引所取引専門部会 清算·決済分科会

当分科会においては、取引所取引に係る検討事項のうち、清算及び決済機能に支障が生じた場合の市場全体としてのBCPに関し、以下のとおり検討を行った。

項目	内容	備考
1. 検討の前提及び検討対象等	・当分科会では、取引所取引専門部会(以下「専門部会」という。)におけるB CPの考え方と同様、各機関におけるBCPが適切に構築されているかどう かの検証を行ったうえで、インフラ機関間における縦断的な観点からの実効 性の検証や問題点の抽出・改善の方向性等について検討を行うこととした。	
	・とりわけ清算・決済については、インフラの一機関(清算・決済の業務フローの一部)が機能停止した場合に、市場全体の機能停止を招くおそれもあることから、局所的なリスクの発現による場合も含め、一部のインフラが機能停止等に陥った場合の他のインフラ又は取引参加者における対応に係る縦断的な整合性の検証を検討の中心とした。	
	・検討はまず株券の現物取引に係る各関連機関における処理を対象とすること とし、その他商品については、現物株式に準じた対応では不十分と想定され る事象が認められた場合に、別途検証することとした。	
	・有事の範囲については、専門部会と同様、大規模地震・風水害等の原因事象 ごとではなく、その発現による結果事象(システム障害・人員の不足等)を	

項目	内容	
	念頭に置いて検討を行った。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
2. 清算・決済のBCPに係る基	清算・決済の BCP に係る基本方針として以下のとおり整理した。	
本的方針		
	・契約を締結しようとする行為である売買取引とは異なり、清算・決済は既	・海外における非常時対応
	約定済みの契約の履行であり、これが行われない場合、市場内外へのクレ	の実例については、資料
	ジットリスクの連鎖など、売買取引の停止措置よりも影響度合いは大きい。	1「テロ等の発生時にお
		ける欧米の清算・決済機
		関の対応について」を参
	注答 油 カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ	照。
	・清算・決済については、インフラ機関では業務を継続しているが多数の参加者が業務停止状態にある場合等において、コンティンジェンシープラン	・多くの取引所ではコンティンジェンシープランと
	加有が未然停止状態にめる場合等において、コンティングェングープラン としてインフラ機関サイドで業務を計画停止することはなじまないと考え	して、売買に参加できな
	られることから、こうした場合においては、売買とは異なり業務継続可能	い取引参加者のシェアが
	な参加者間で清算・決済業務は継続することを原則とすべきである。	2 割超となった場合は当
	(例えば、カスタマーサイドでの資金決済が不能となっている場合等でも、	該市場の売買を停止する
	原則としてストリートサイドの資金決済は実行する。)	こととしている。
		・ただし、資金決済に関し、
		例えば、コール市場やレ
		ポ市場等において、当日
		決済不能なものについて
		取引当事者間で決済日延
		期の協議を行うことが推
		奨されるなど、金融市場
		に大きな混乱がみられる
		ような場合については、

項	I	内容	備	考
			状況に応じ	た対応を別途
			検討する必	要がある。
		・また、こうしたことから、インフラ機関における業務の安定的な継続やリ		
		スク発現時の復旧時間等については、市場サイドの対応に比較してより厳		
		格な要件が求められる。		
3. 清算・決済関連	基機関における			
現状のBCPの検	証及び評価等	(1) 現状のBCPに係る検証		
		①関連各機関における現状の BCP の概要と機関縦断的観点からの評価		
		リスク事象発現時においても当日中に清算・決済業務を結了させるこ	・各機関の具	体的対応の内
		とができるかどうかを検証する観点から、BCP の対象となるリスク事象	容について	は、資料2「想
		を4つの結果事象に分類し、日本証券クリアリング機構(以下「クリア	定されるパ	ターンと各イ
		リング機構」)、証券保管振替機構(以下「保振機構」)及び資金決済銀行	ンフラ機関	における現状
		(日本銀行を含む) における対応を整理した。	の対応」を	参照。
		その結果、システムの長期障害及び広域的なオペレーション障害が発		
		生した場合、清算・決済処理の一部においてバックアップシステムサイ		
		トや同時被災リスクを回避できるようなバックアップオフィスが手当て		
		されていないことが全体処理のボトルネックとなり、決済の繰延べが不		
		可避となることが明らかとなった。一方、短時間で回復が可能と考えら		
		れるリスク事象に対しては、各関連諸機関における業務処理時限の制約		
		範囲内で当日中の決済結了が可能であるかどうか、証券決済処理と資金		
		決済処理のそれぞれについて精査を行った。		
		②証券決済に係るリスク事象発現時の対応の検証		
		証券決済関連業務に関し、短期的なシステム障害やオペレーション障	証券決済に	おいてリスク
		害が発生した場合の各関連機関の対応について、機関縦断的な整合性確	事象が発現	した場合の具

項目	内容	備考
	保の観点からその実効性等の検証を行った結果、概ね 3 時間程度の業務の寸断であれば、代替措置や決済時限の変更等により、当日中の決済結了が可能であることが確認できた。 ③資金決済に係るリスク事象発現時の対応の検証 各資金決済銀行の業務や銀行間の資金決済ネットワークインフラである日銀ネット・全銀システムにおいてリスク事象が発現した場合の対応を検証した結果、基本的には資金決済銀行業務取扱支店以外の本支店やバックアップサイト等の他の業務拠点への切替えにより、当日中の決済結了が可能であることが確認できた。	体的対応の詳細については、資料3「清算・決済システムの短期障害への対応について」を参照。 ・資金決済においてリスク事象が発現した場合のは、資料4「資金決済システム関連のリスク事象発現時の対応の整理」を参照。
	(2) 現状の BCP に係る改善策について ① 短期的に対応可能と考えられる改善策 清算・決済に係る現状の BCP について検証及び評価を行った結果、概ね 3 時間程度の短時間の業務寸断であれば、当日中の決済結了が可能であることが確認できたものの、非常時においてもできる限り業務の確実性や円滑性等を確保する観点からは、以下の改善策について関連機関において検討を進めることが望ましいとの結論に至った。 a. 機関縦断的な整合性確保の観点からの連絡体制の確認・マニュアルの整備 b. BCP の発動に係るストリートワイド訓練の定期的実施 c. 証券決済に関し、フェイルの追加支払い処理に係る簡便な代替システムの導入、決済日前日の振替請求処理等に係る業務スケジュールの見直し	・改善策に関する具体的検 討内容については、資料 5「清算・決済に係る現状

項目	内容	備考
	d. 資金決済に関し、日銀当預口座振替の活用、資金決済銀行以外の金融 機関における与信枠等の確保	
	 ② バックアップサイトの設置等 一方、現状のBCPでは、以下のリスク事象が発現した場合に決済の繰延べが不可避となる可能性が高いことから、同時被災リスクを回避できるようなバックアップシステムサイトやバックアップオフィスの構築に向けた検討が必要との結論に至った。 <現状において決済繰延べが不可避となるリスク事象> 広域災害などにより清算機関のシステムが破壊され、回復に長時間を要した場合(短期障害として対応可能と想定される時間(3時間程度)を大幅に超えるシステム障害が発生した場合を含む。) ・広域災害・疫病などにより、首都圏全域で業務処理機能が麻痺した場合・原約定データが市場側と清算・決済機関側双方で滅失した場合 	・具体的リスク事例については資料6「短期的な対応では翌日以降への決済繰延べを回避できないと想定される事象」を参照。・インフラ機関においては、決済繰延べが生じないよう、リスク事象の発現から業務再開までの時間について、2時間程度を目標とすることが考えられる。
	(3) BCP 検討フォーラムにおける他の専門部会等との要調整事項 以下の点については他の専門部会における検討内容にも関連することから、取引所取引専門部会を通じ他の専門部会にも検討を求めたうえで、必要に応じ調整を行うこととなった。	・なお、証券決済システムと他の決済システムとの 結びつきが年々強くなってきている今般の状況を 踏まえ、BCP 検討フォーラムの枠を超えて情報交換や意思疎通を進めていく必要性もあると考えられる。

項目	内容	備考
	①証券決済に係るコンティンジェンシープランとして、保振機構振替システムの稼働時間を延長する場合、一般債の決済や照合業務等に影響を与える可能性があることから、取引所取引の決済が繰延べになる影響と比較考量した検討が必要と考えられる。	・なお、比較考量の結果、 保振機構振替システムの 稼働時間を延長せず、取 引所取引の決済を繰り延 べることとなった場合の その後の対応について も、別途検討する必要が あると考えられる。
	②全銀システムの振替時限の延長については、取引所取引以外の BCP の観点からも必要性の検証を行い、必要に応じ、検討フォーラム全体として関係機関と交渉に当たることが適当と考えられる。 ③清算・決済の BCP に係るストリートワイド訓練については、市場外取引や公社債取引等に係る検討も踏まえて準備を進めることが望ましいと考えられることから、清算・決済の観点から重要となる要件を取引所取引専門部会を通じ BCP フォーラムの他の専門部会に伝えたうえで、包括的な枠組みで検討を求めることが適当と考えられる。	
4. 清算・決済分野のBCPに係 るバックアップ体制に関する検 討	日中の決済結了を実現するためのバックアップサイト (バックアップシステムサイト及びバックアップオフィス) の構築について、海外の事例やサイト構築の技術的論点等を踏まえた検討を行い、以下のとおり基本的考え方や論点等を整理した。 (1) バックアップサイトに関する考え方	・海外におけるバックアップサイトの要件等については、資料7「海外の清算・決済機関におけるBCP 方針概要及びバックアップサイトの状況」を

項目	内容	備考
	清算・決済機関における長期の業務停止は、金融システム全体に大きな影響を与えるおそれがあること、また、市場全体のBCPにおいても清算・決済機能の復旧が最優先に位置付けられていることを踏まえ、清算・決済機関においてはバックアップサイトの保有を基本とすべきと考えられる。	参照。
	(2) バックアップサイトの実現に向けた検討における論点 ①要件・コスト バックアップサイトへの切換については、当日中の決済結了が可能な時間までに完了させる必要がある一方、その実現方式に応じ、必要となるコストは大きく異なることが想定される。	・要員の確保可能性についても検討が必要。
	②リソース 全体に与える影響度や重要性に応じて各関係機関ごとに経営判断すべき であるが、証券市場全体の効率化などが図られるよう、共通基盤としての 整備の可能性についても検討することが望ましい。	
	(3) 今後の検討の進め方 実現に向けた論点を踏まえると、具体的な実現方法(立地・データ連携 方法・ネットワーク等)については、各関連機関に検討を委ねることが適 当と考える。	
 取引所BCPとの連携について 	BCP の発動に関し、売買取引に係る対応と清算・決済に係る対応との整合性・円滑性等を確保する観点から、以下の点について取引所 BCP との連携が必要と考えられる。	

項	月 内 容	備考
	(1) 清算・決済関連機関においてリスク事象が発現した場合の取引所サイド	
	での対応について	
	①業務復旧が短時間では不可能であることが明らかである場合	
	・ 物理的に市場の再開が可能な状態であったとしても、決済日を未定とす	・現状の BCP を前提とした
	る取引を成立させることは実務上困難かつ売買契約上も適切とはいえ	場合、「復旧の目処が立
	ず、却って事態の混乱を引き起こす可能性が高いと考えられることか	たない場合」とは、首都
	ら、清算・決済関連機関における業務再開が可能となるまでの間は、各	圏の広域災害・テロなと
	取引所における売買停止措置が必要と考えられる。	によるシステムサイトや
		オフィスの損壊等が想定
	・ 市場の再開に当たり未決済残高がある場合には、市場再開までに、その	される。
	決済結了予定日を確定させる必要がある。	
	②業務を短時間で復旧できる見込みがある場合	
	清算・決済機関におけるシステム障害等、短時間で業務復旧できる見	・対応過程において復旧に
	込みがあるリスク事象が取引時間中に発現した場合、現状のBCPにより、	長時間を要し、翌日決済
	基本的には当日決済分の処理は結了させることは可能であり、また、当	分以降の処理について縛
	該取引日約定分も業務復旧後に処理可能と考えられることから、特段の	延べが必要となることが
	事情がない限り、即時の売買停止は不要と考えられる。	判明した場合等には、状
		況に応じ翌日以降の売買
	(2) 市場サイドと清算・決済サイドの連携に係る意思決定プロセスの整合性	の停止について検討を行
	の確認	う必要があると考えられ
	リスク事象発現時においては、上記(1)記載の売買停止措置の発動の有	る。
	無を含め、清算・決済サイドと取引所サイドで意思決定の整合が十分確保	
	される必要があることから、リスク発現時の BCP 意思決定プロセスについ	
	て、関係者間で予め確認しておく必要があると考えられる。	

項	目	内容	備	考
		(3) その他		
		清算・決済に係る災害対応情報等についても、他の市場関連情報と併せ、		
		業界全体として一元的かつ適切に集約・提供される体制が必要と考えられ		
		ることから、清算・決済関連機関においても提供情報の優先順位付けや有		
		事の際のデータ提供手段などについて予め整理しておく必要があると考え		
		られる。		

以上

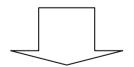
テロ等の発生時における欧米の清算・決済機関の対応について

	米国同時多発テロ (2001年9月11日〔火〕朝)	米国NY大停電 (2003年8月14日夕刻~8月15日)	ロンドン同時多発テロ (2005年7月7日[木]朝)
市場の対応	・ニューヨーク証券取引所及び NASDAQでは、9月11日(火)~14 日(金)までの4日間売買を停止。 ・9月17日(月)から売買を再開。	 ・ニューヨーク証券取引所及び NASDAQでは、8月15日の取引を 通常どおり実施 停電は14日の通常取引終了後の午 後4時11分頃発生 ・AMEXでは、15日の業務開始を午 後3時45分に延刻 	・ロンドン証券取引所では、テロの影響を受けなかったため、平常通り売 買を継続。
清算・決済機関の対応	・DTC (決済機関) 及び NSCC (清算機関) では、11 日の業務は数時間遅れで結了。 ・翌日以降も通常どおり業務を継続。	・DTC 及び NSCC では、別センターに 業務機能を移し、14 日・15 日の両日 とも通常どおり業務を継続。	・LCH.Cleanet (清算機関)では、テロ直後に本部が通信不能となったがバックアップオフィスに移動して業務を継続。 ・同社では7月8日(金)及び11日(月)はバックアップオフィスで業務を継続し、全ての業務を滞りなく結了。12日(火)に本部での業務を再開。 ・CREST(決済機関)においても、テロ直後に主要業務をバックアップオフィスに移し、滞りなく決済業務を結了。

想定されるパターンと各インフラ機関における現状の対応

原因事象 (イメージ)	結果事象	クリアリング機構	証券保管振替機構	資金決済銀行
システム障害	システム利用不可 (短期:数時間程度)	状況に応じ、以下の対応を実施 バックアップシステムへの切替え	各ケースごとに以下の対応を実施 データ受領不可 障害発生箇所に応じて、他のイン	日銀システム(日銀ネット含): バックアップシステムへの切替 え
インフラ停止 (停電、電力・ 通信等の停止)		振替機関・参加者に対する情報配信に ついては記録媒体、紙帳票/証憑等に より代替 決済時限の変更	ターフェイス (例えば CPU 直結が障害の場合には Web 端末等)、FD、CMT により可能なものについて代替授受を行う。振替処理不可	全銀システム: バックアップシステムへの切替え(ホットスタンバイ) 資金決済銀行の個別システム:
		決済の翌日以降への繰延べ 上記のほか、発生事象に応じた具体的 な対応としては、以下のような事例が想 定される。	バックアップシステム切り替え 参加者へのデータ配信不可 あらかじめ届出を受けた FAX 番号 若しくはメールアドレスへの通知	各行毎の BCP に従い対応 (例) ・支店の局所災害の場合 他拠点への切替え
大規模災害 (地震、風水害)		a. 日中における証券振替状況の把握不可 全数量の振替が行われたものとして 証券決済・資金決済を実行。システム 回復後、決済未了分を別途処理	又は統合 Web 若しくは保振 Target への掲載	・全店(基幹システム含)障害 の場合 関連各機関のカットオフタ イムを考慮しながら適宜対応
		b. 資金決済銀行関係システムの障害 渡し方証券会社からの他行送金等で 資金決済を結了		
<mark>疫 病</mark> (SARS、鳥イン フルエンザ)	システム利用不可 (長期:システムセン ター損壊等)	システムの機能回復までの間、業務停止(未決済約定については決済繰延べ)	・正センターが利用不能となり、復 旧作業に時間を要すると判断される 場合には、バックアップセンターに おけるバックアップシステムに切り 替え	日銀・全銀システム: バックアップセンターにおける バックアップシステムに切替え 資金決済銀行: バックアップシステムを含む他 拠点への切替え等によっても機能 回復が間に合わない場合には、参 加者が臨時に他の資金決済銀行を 利用可

原因事象 (イメージ)	結果事象	クリアリング機構	証券保管振替機構	資金決済銀行
システム障害	オペレーション不可:局所 (従業員出勤が 局所的に不可)	バックアップオフィスに移動して業務再 開	・バックアップオフィスにおいて主要事業(取引所取引に係る振替及び 一般振替業務、一般振替DVP業	日銀: バックアップオフィスに移動し て業務遂行
インフラ停止 (停電、電力・ 通信等の停止)			務、短期社債及び一般債の振替に関する業務、決済照合等)及び外部からの問合せ対応等に係る業務を遂行する。 ・株券等の預託・交付等の業務については本館復旧後、関連機関と調整	資金決済銀行: 他拠点への切替え等によっても機能回復が間に合わない場合には、参加者が臨時に他の資金決済銀行を利用可
大規模災害 (地震、風水害)			のうえ業務再開を行う。 (H18度中に代替オフィスを確保予 定)	
 	オペレーション不可:広域 (従業員出勤が 広域的に不可)	バックアップオフィス又は本社機能の回 復まで業務停止(未決済約定については 決済繰延べ)	同上	日銀: 大阪支店に本店機能を移転し、 業務続行
<u>疫</u> 病 (SARS、鳥イン フルエンザ)				資金決済銀行: 他拠点への切替え等によっても機能回復が間に合わない場合には、参加者が臨時に他の資金決済銀行を利用可



システムの長期障害及び広域的なオペレーション障害が発生した場合、清算・決済処理の一部においてバックアップシステムサイトや同時被 災リスクを回避できるようなバックアップオフィスが手当てされていないことが全体処理のボトルネックとなり、決済の繰延べが不可避

短期障害における対応については、各機関における処理のカットオフタイム等を考慮し、フィージビリティーを検証する必要がある。

清算・決済システムの短期障害への対応について

パターン	対処方針	論点	論点に対する考え方	対応
清算システム立ち上げ不可~ 11 時に復旧(参考 2)	・障害の間、清算システムでは 資金決済銀行との情報送受信を 行えなくなるため、清算機関か ら資金決済銀行への振替指図及 び資金決済銀行から清算機関へ の振替結果通知については FAX で行う。 ・障害の間、清算システムでは	【論点1】証券決済時限についてどう考えるか。	参加者側ではシステム障害の間、清算帳票の確認はできないものの、保振の参加者端末により振替状況を確認できるため、大きな問題は生じないものと考えられる。	決済時限の変更は行わない。
	ネットデビット処理に係る現金 担保入金通知を証券保管振替機 構(保振)に自動的に送信でき ないため、清算機関は保振のシ ステム端末に受領資金額を入力 し、保振ではこれに基づきネッ トデビット処理を行う。	【論点2】障害の間、参加者側で S 日当日の決済代金や S-1、S-2 の情報を参照できない点についてどう考えるか。	例えば、S-2の夜間に配信される決済数量データを翌朝(S-1)参照できないが、早期のシステム復旧が見込まれる場合には、緊急時でもあり、S日当日の決済に影響の大きい事項への対応を優先せざるを得ないのではないか。	S日当日の決済代金情報については清算機関から FAX で情報を送信する。S-1 及び S-2 の情報についての対応は特段行わない。
清算システム 11 時に障害発生~14 時復旧(参考3)	・資金の間、清算システムでは ・資金では、清質金、では、 ・資金では、 ・資金では、 ・資金では、 ・では	【論点1】証券決済時限についてどう考えるか。 【論点2】資金決済時限についてどう考えるか。	清算機関におけるマニュアル処理等により、DVP決済は継続可能。 緊急時の対応であり、関係当事者の最大限の協力が必要となった。 が、なるべく通常時の業務フローに近い方法での対応とすることにより、関係当事者における業務所要時間の短縮が容易になるのではないか。	証券決済時限の変更は行わない。 フェイル参加者については、参加者側で14時10分頃に追加支払い情報を受領した後、14時45分(=追加支払時限30分後ろ倒し)までに支払いを完了(cf.通常時45分確保)し、15時までに資金決済銀行の参加者口座に着金(15分後ろ倒し)することとしてはどうか。(なお、全銀システムの他行間振替の時限は15時30分。)。

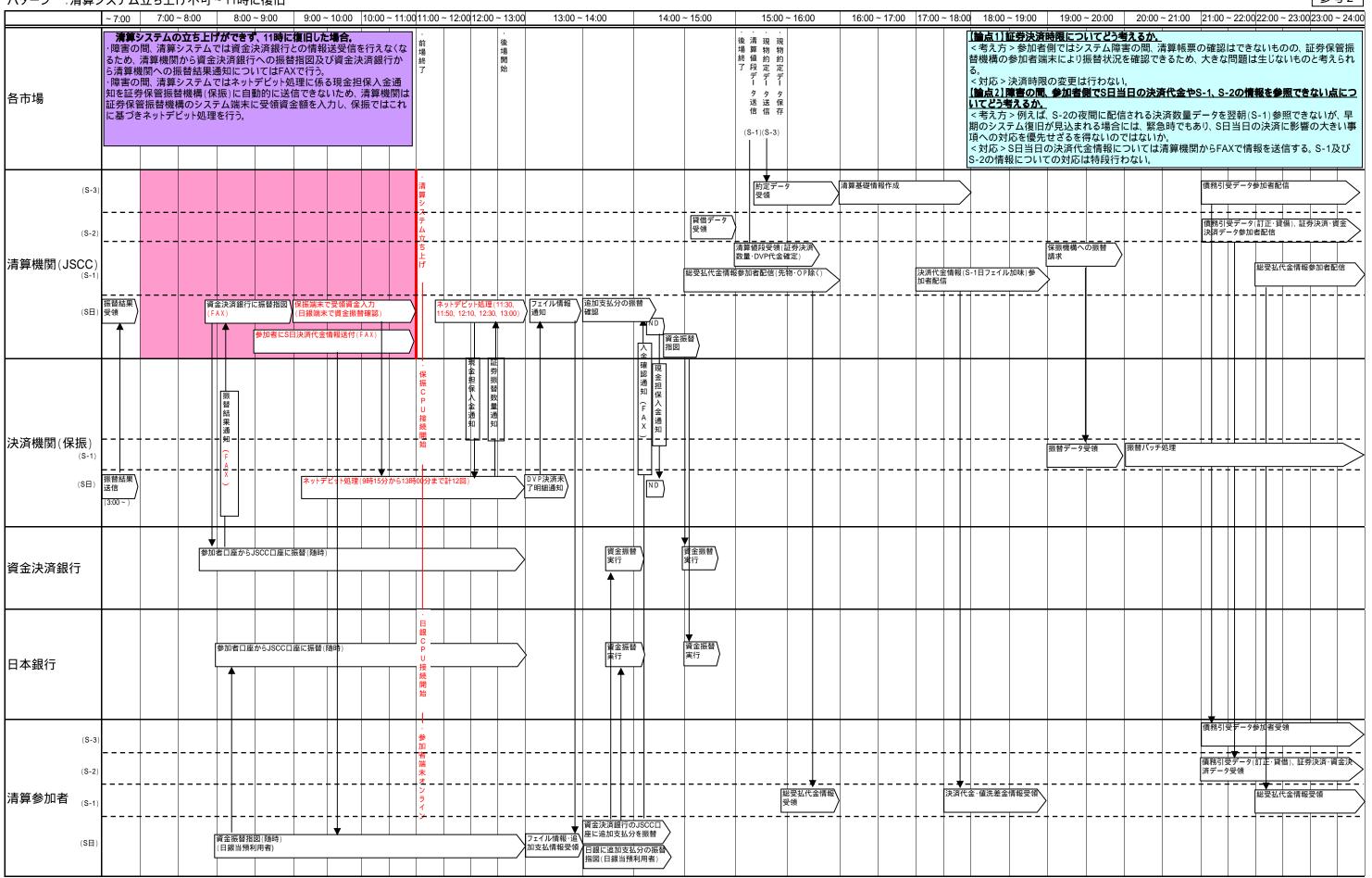
パターン	対処方針	論点	論点に対する考え方	対応
清算システム 13 時に障害発生	・清算機関では、追加支払情報	【論点1】証券決済未了分につ	可能な限り、通常の DVP 処理に	清算機関側において、簡便な代
~16時復旧(参考4)	の計算及び参加者への情報送信	いてどう考えるか。	沿った方法での対応を図ること	替手段により追加支払情報の計
	について簡便な代替手段により		で、緊急時における関係当事者	算及び参加者への情報配信に要
	行うことを検討する。		の業務に係る負担・リスクを軽	する時間の短縮を図ることを通
	・証券決済未了分に係る証券振		減する必要があるのではない	じ、通常の DVP 処理と同様に、
	替については、通常時の DVP 決		か。	証券決済未了分に係る証券振替
	済と同様、翌日決済分との再ネ			について翌日決済分との再ネッ
	ッティングを行う。			ティングを行う。
	・追加支払及び資金解放に係る	【論点2】資金決済についてど	決済日当日のフェイル数量が多	追加支払及び資金解放に係る資
	資金振替時刻について、大幅な	う考えるか。	い場合など、清算機関における	金振替時刻について、全銀シス
	延刻が見込まれる場合には、通		代替処理についてある程度時間	テムの振替時限を大幅に超える
	常時刻に予定額に基づく振替を		を要することが想定される場合	ような延刻が見込まれる場合に
	行う。		には、追加支払や資金解放の時間について、おおお側の後待機	は、通常時刻に予定額に基づく
	'		限について、参加者側の後続処理等に要する時間を表慮した対	資金振替を行った上で、フェイ
	'		理等に要する時間を考慮した対	ルに伴う差額の追加支払につい
	'		│ 応を図る必要があるのではない	て、資金決済銀行内における参加者口座と清算機関口座間の同
	'		か。	加省口座と海昇機関口座间の同 一店内振替と日銀ネットによる
	'			一店内旅省とロ戯イットによる 送金の組み合わせによる対応を
	'			区立の組み占わせによる対心を図る。
	・障害の間、清算システムでは	 【論点】翌日決済分について決	 S 日の証券決済数量及び DVP 代	図る。 決済繰り延べは行わない。
~19時復旧(参考5)	・障害の間、消算システムでは 保振や参加者への情報送信が行	【神点】立口次月カについて次 済繰り延べを行う必要がある	金が確定しており、システムの	
19时後山(多号3)	えないため、復旧後これらの情	カ森り延べを1] フ必安かめる か。	復旧次第、保振への振替請求を	
	報送信を行う。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	行うことができるため、同機構	
	・仮に 16 時までのところで、証		における後続処理に影響は及ば	
	券決済数量及び DVP 代金の確定		ない。	
	(S-1日)が終わっていない場			
	合には、復旧後後続処理を行			
	い、その後保振への振替請求を			
	行う。			
	・清算システムに 16 時頃に障害			
	が発生する場合への対応におい			
	ては、基本的には決済繰り延べ			
	を行う必要はないが、保振機構			
	への振替請求データの送信がカ			
	ットオフタイムに間に合わない			
	ような事態への対応として、S			
	日における保振システムの立上			
	げ時刻を延刻することにより、			
	S-1 日から S 日にかけての決済			
	機関での振替処理に要する時間			
	を確保することが考えられる。			
	(保振機構では、他のシステム			

パターン	対処方針	論点	論点に対する考え方	対応
	についても併せて延刻される可能性があり、当該対応の実施については別途関係者における検討が必要と考えられる。)・なお、平時から、各取引所から清算機関への価格データ送信等の先行処理の前倒しにより、清算機関から決済機関への振替指図データ送信時刻について可能な限り早期化を図っておく対応が考えられる。			
保振システム立ち上げ不可 ~ 11 時に復旧(参考 6)	・保振システムでは、復旧後から、証券の振替を行う。	【論点】証券決済時限までのND処理の回数及び時間が限定されることをどう考えるか。	1回目のND(11時30分)については、処理量が大きく、処理に時間を要すると考えられるが、証券決済時限(13時)までには数回のNDを行うことが可能と考えられる。緊急時の対応でもあることから、NDの回数・時間が制限的となることも止むをえないのではないか。	決済時限の変更は行わない。
保振システム 11 時にダウン ~ 14 時に復旧(参考 7)	・障害の間、保振システムでは 証券の振替が行えないことか ら、証券決済時限を後ろ倒しし て、システム復旧後に証券渡方 の口座残高の振替を行う。 ・その後、フェイル確定の処理 を開始し、追加支払時限(30 分)及び参加者への資金振替	【論点1】証券決済時限についてどう考えるか。	緊急時の対応であり、関係当事者の最大限の協力が必要となるが、なるべく通常時の業務フローに近い方法での対応とすることにより、関係当事者における業務所要時間の短縮が容易になるのではないか。	証券決済時限を 14 時 10 分とす る。
	(15分)をそれぞれ後ろ倒しし て対応する。	【論点2】資金決済時限についてどう考えるか。	論点 1 に同じ。	フェイル参加者については、参加者側で14時15分頃に追加支払い情報を受領した後、14時45分(=追加支払時限30分後ろ倒し)までに支払いを完了(cf.通常時45分確保)し、15時までに資金決済銀行の参加者口座に着金(15分後ろ倒し)することとしてはどうか。(なお、全銀システムの他行間振替の時限は

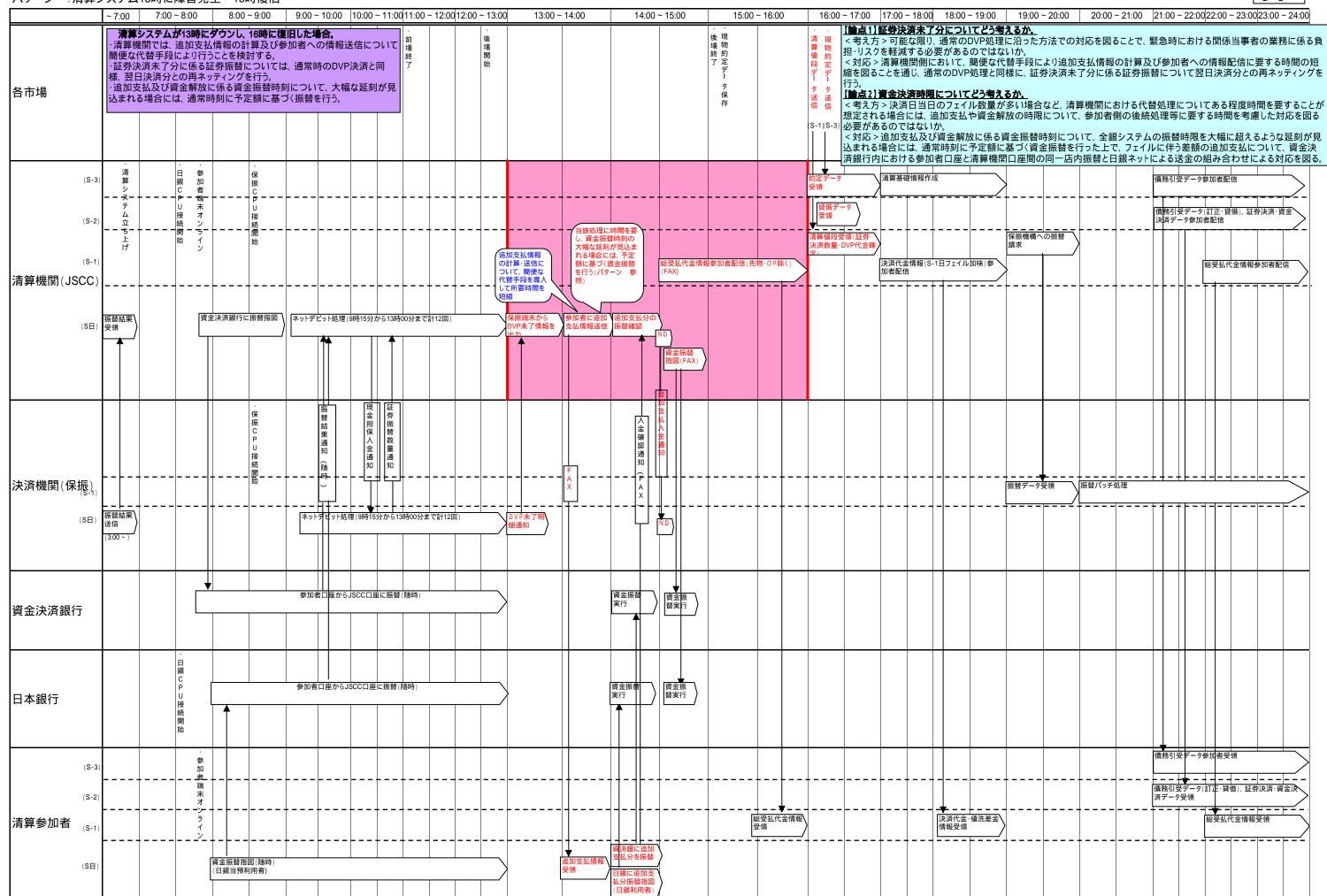
パターン	対処方針	論点	論点に対する考え方	対応
				15時30分。)。
保振システム 13 時にダウン ~ 16 時に復旧 (参考 8)	・資金については予定額全額を 通常時刻に振り替える。 ・復旧後、13 時に行う予定であった証券振替を行う。 ・証券決済未了分に係る証券振 替については、可能な限り、通 常時の DVP 決済と同様、翌日決 済分との再ネッティングを行う こととする。	【論点1】資金決済についてどう考えるか。 【論点2】証券決済についてどう考えるか。	システミックリスクの顕在化を防ぐ観点から、資金決済をできる限り予定どおり実施すべきではないか。 可能な限り、通常の DVP 処理に沿った方法での対応を図ることで、緊急時における関係当事者の業務に係る負担・リスクを軽減する必要があるのではないか。	障害発生後、直ちに復旧することが見込まれない場合にははの予定額に基づ金の授金の授助の予加者との資金の授助の多いに係るのでのをもいるのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので
				銀ネットによる送金の組み合わ せによる対応が考えられる。の場合、証券決済未了分に通常との 証券振替については通常込む 翌日のDVP処理に組み込む済 でのDVP処理に組み込む済 でのDVP処理と同様に、翌日ののDVP処理と同様に、翌日 でののである。当該対応が困難な場合に は、証券決済未了分にのいて翌日 は、証券決済までして処理を行 う。

	~ 7:00	7:00 ~ 8:00	8:00 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	10:00 ~ 11:00 11:00	~ 12:00 12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 14	4:00	14:00 ~ 15:0	00 15	5:00 ~ 16:00	16:00 ~ 17:00	17:00 ~ 18:00 18	8:00 ~ 19:00	19:00 ~ 20:00	20:00 ~ 21:00	21:00 ~ 22:00	22:00 ~ 23:00 23:00 ~ 24:00
各市場				· 取引開始	前場終了	後場開始				· 復場終了 · 後場終了 (S-1)(S——	テー タ 保 存							
(S-2 清算機関(JSCC) (S-1	シ 元 ム 立 立 上	· 日銀 C D U 接続 開始	:振C Q U 接続開始							ニュー ーー・	受領(証券決済)代金確定)	清算基礎情報作成	決済代金情報(S-1日7)加者配信		保振機構への振替請求		債務引受データ(i 決済データ参加者	加者配信 「正・貸借」、証券決済・資金 配信 総受払代金情報参加者配信
(\$8	振替結果	/	■ 十		2 (9時15分から13時00分まで	計12回)	フェイル情報 追通知 振	加支払分の替確認	ND) 資金振 替指図	+							++-+	
決済機関(保振) (S-1)		 	· 保振 C P U 接続 開始 — — — — — — — — — — — — — — — — — —	振替 結果通知 (随時) ネットデビット処	現金担保人会通知 単一 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				1追加支払入金通知 — — — ND ND							振替パッチ処理	+ + - +	
資金決済銀行			<u> </u>	参加者口座から	5JSCC口座に振替(随時)			資金振替実 行 ▲	資金替実	辰								
日本銀行		・日銀CPU接続開始	1	参加者口座から	JSCC口座に振替(随時)		,	資金振替実行	資金替実	展行								
(S-2 清算参加者 (S-1	2)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									▼ 総受払代金情報 受領		決済代金・値沿	先差金情報受領			済データ受領	加者受領 丁正·貸借)、証券決済·資金決 ※受払代金情報受領
月昇参加日 (S-1		3					▼ フェイル情報:追 加支払情報受領 日振	金決済銀行のJSG 座に追加支払分を を 銀に追加支払分の を 報に追加支払分の を 替指図(日銀利用			交領							

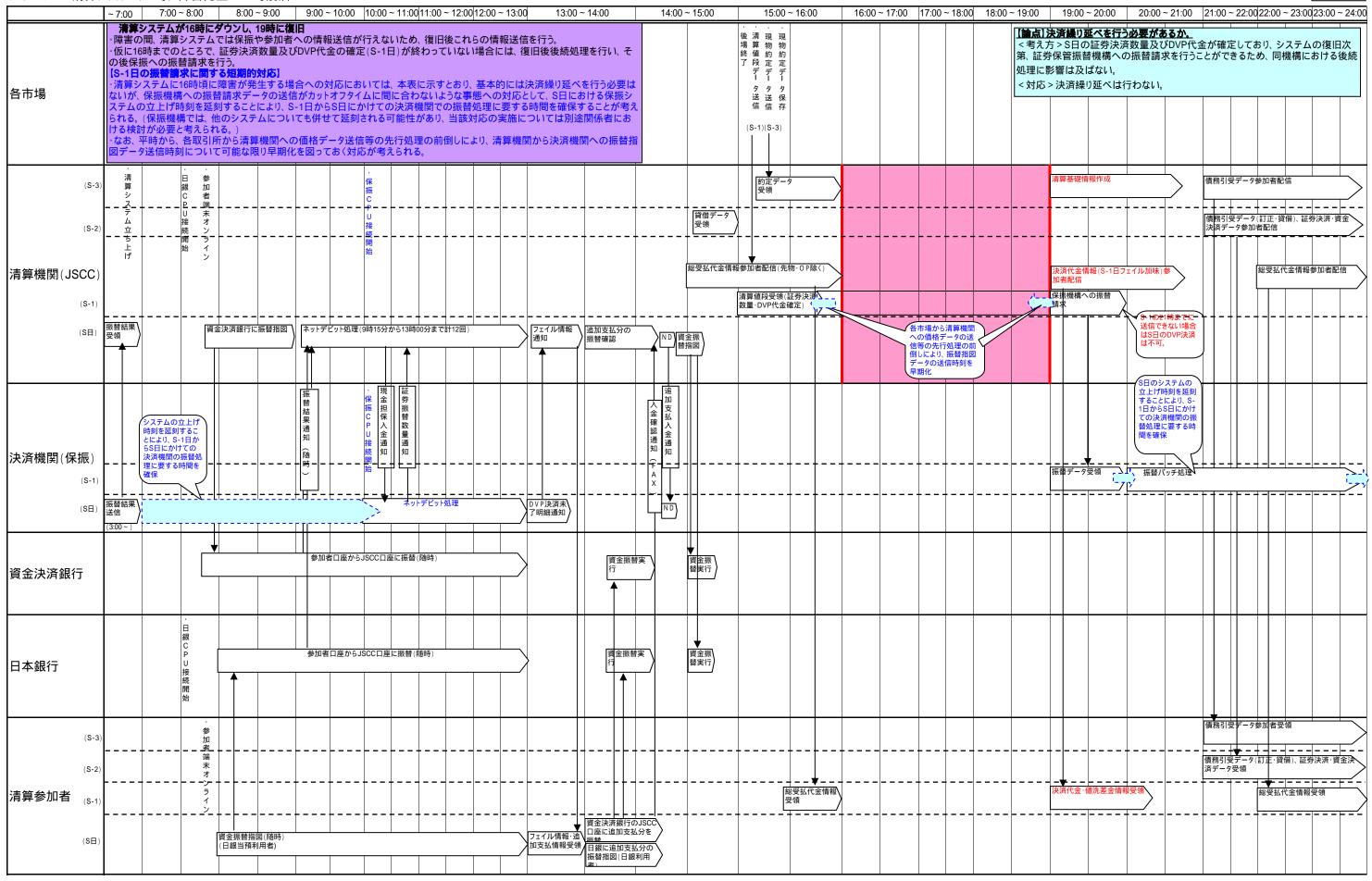
パターン :清算システム立ち上げ不可~11時に復旧



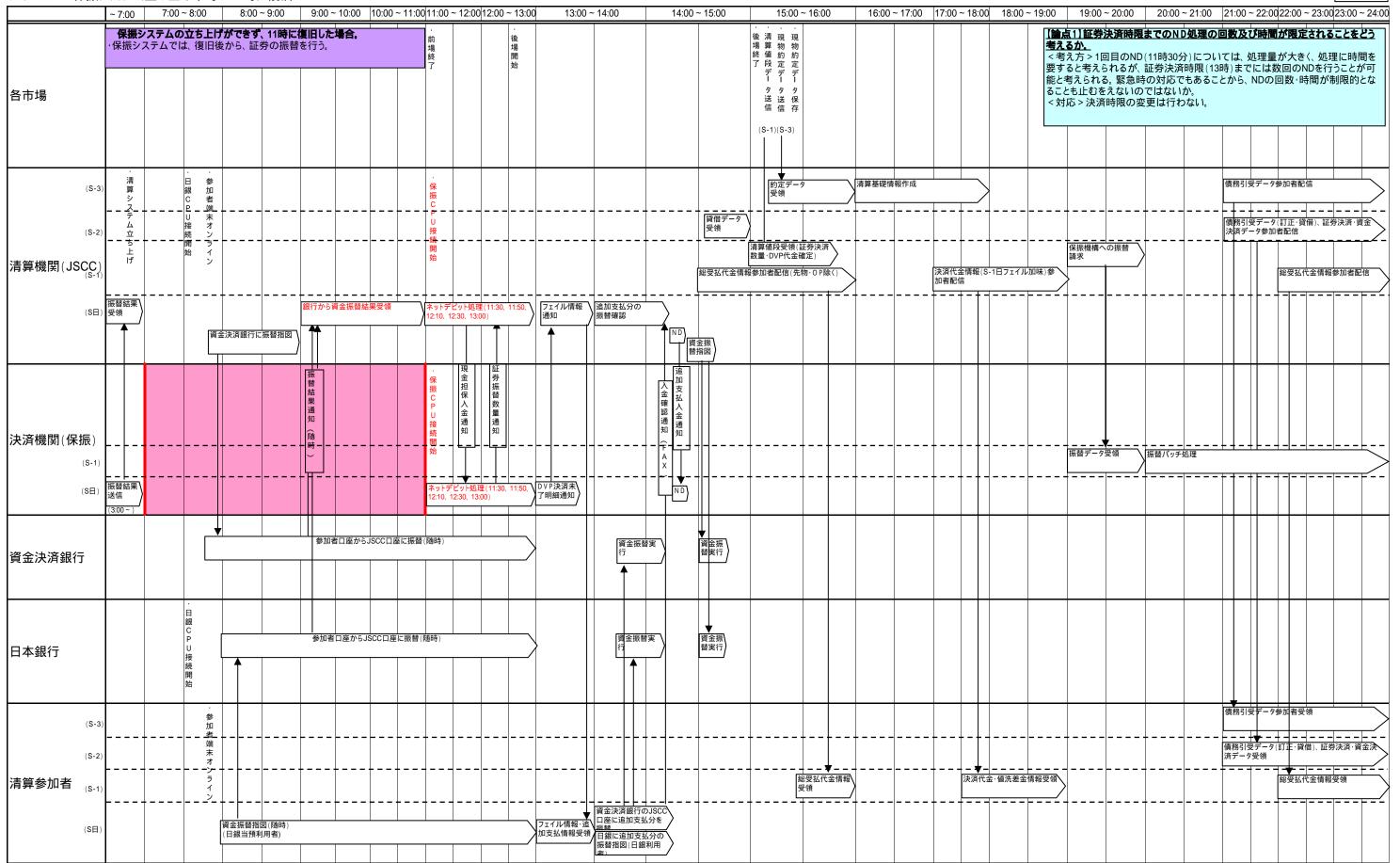
パターン:清算	システム11時	に障害発生	~ 14時復旧																参考3
	~ 7:00 7:	00 ~ 8:00	8:00 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	10:00 ~ 11	:00 11:00 ~	12:00 12	:00 ~ 13:00	13:00 ~ 14:00	14:0	0 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	16:00 ~ 17:	00 17:00 ~ 18:00 18:00	~ 19:00 19:	00 ~ 20:00	20:00 ~ 21:0	00 21:00 ~ 22:	00 22:00 ~ 23:00 23:00 ~ 24:00
各市場	・障害の間、清ないため、資金で行う。 ・障害の間、清知を証券に管 保振システムが ビット処理を行 ・復旧(14時)後	請算システムでは 会決済銀行から 請算システムでは 振替機構(保振 端末に受領資金 Fう。 もから、フェイル	ウンし、14時に復し は資金決済銀行の 清算機関への振 はネットデビット処 (1) に自動的に送信 会額を入力し、保持 ・確定の処理を開 (5分)をそれぞれ後	の資金振替情報 替結果通知にご 理に係る現金担信できないため、 振ではこれに基 関始し、追加支払	ONではFAX 型保入金通 清算機関に づきネットテ 時限(30分	X 終了		. 後場開始				・			< 対応21 額金	5算機関におけき 決済時限に ・決済時限に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ナるマニュアル 変更は行わな フいてどう考え であり、関方法で に近いう方はい にで容易になる でいて は、 でしい では 時 で で に で の に で の に が で る の に が る の に が る の に が る の に が る の ら の に の ら の ら の ら の に の ら の に の ら に る ら し に ら に ら に ら に ら に ら に ら に ら に ら で に ら で に で に	・処理等により、 い。 多か。 事者の最大限・ の対ないか。 かでは関で14時1・ 30分後ろ倒り)。 銀行の参加者[DVP決済は継続可能。 の協力が必要となるが、な とにより、関係当事者にお の分頃に追加支払い情報を までに支払いを完了(cf.通 1座に着金(15分後ろ倒し) 最替の時限は15時30分。)。
(S-3)	・ 清算システム立 	・日銀CLU接続開始	· 保振 C Q U 接続開始									約定データ 受領 清算値段受領(証券決済数) 量・DVP代金確定)	清算基礎情報作所	T	保振機語水	構への振替			タ参加者配信 タ参加者配信 タ(訂正・貸借)、証券決済・資金 加者配信
清算機関(JSCC)	げ) 									総受払代金情報	服参加者配信(先物·OP除〈)		 決済代金情報(S-1日フェイ 加者配信	ル加味)参	\top			総受払代金情報参加者配信
	振替結果	資金決	済銀行に振替指図	ネットデビット処理時45分まで計6回)	9時15分から10	(日銀端) 振	で受領資金振行	(入力)		フェイル 情報通知 金加 金加 の振行	支払分 替確認 ND 資金振 替指図								
決済機関(保振) (S-1) (S日)			振 C P U 培	振替結果通知(随時)		結果通知 (FAX)	- ↓ - -			DVP決済末 了明細通知	\\ \times \\ \times \\ \times \\ \times \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\				振替デ	一夕受領	振替バッチ処理		
資金決済銀行	(3:00 ~)			参加者口座から	JSCC口座に振	替(随時)				資金替実	三 臭亚瓜	全銀システム の他行間振替 時限は15時30 分							
日本銀行		・日銀CPU接続開始	†	参加者口座から」	SCC口座に振	替(随時)				資金法 曹実行	_/								
(S-3)		· 参加								_		+						債務引受デー	タ参加者受領
(S-2)		端 末 オ 																債務引受デー済データ受領	夕(訂正·貸借)、証券決済·資金決
清算参加者 (S-1)		1 2 2								JSCCI 座に振	 替	受領	<u></u>		E INTIK & ON				総交払代金債報交領
(8日)		資 第 (日	金振替指図(随時) 銀当預利用者)							情報 受領 日銀に 振									



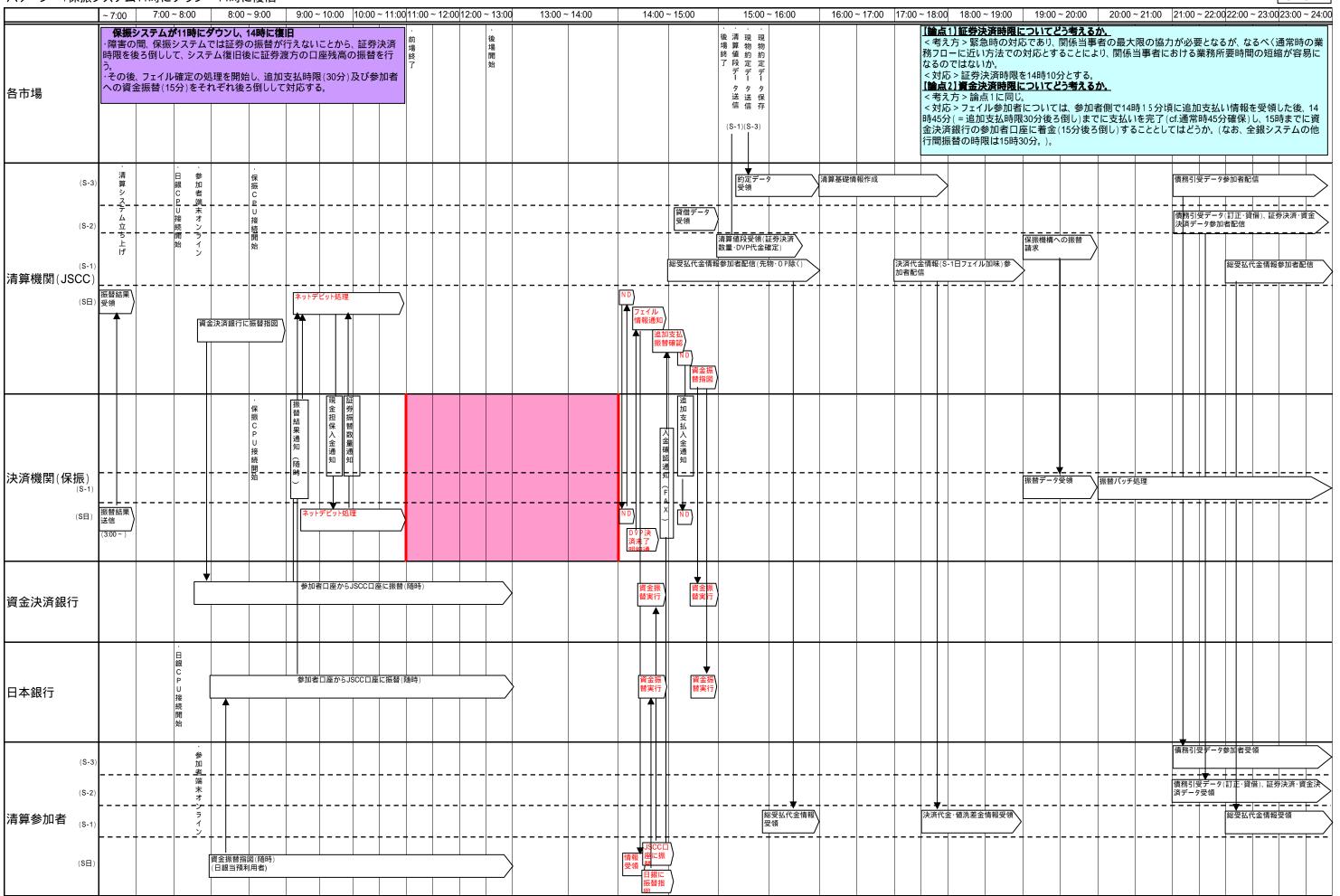
パターン:清算システム16時に障害発生~19時復旧



パターン:保振システム立ち上げ不可~11時に復旧



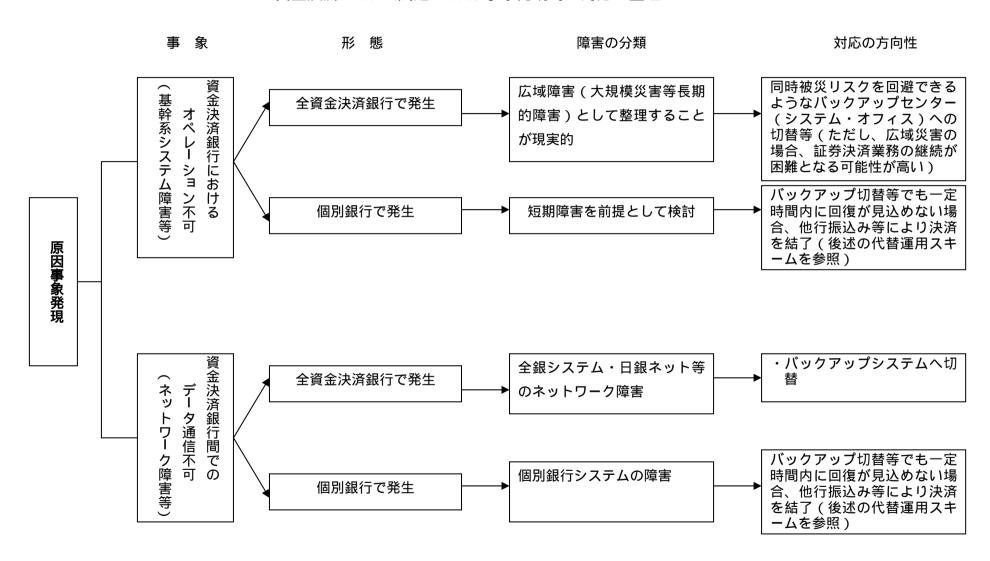
パターン:保振システム11時にダウン~14時に復旧



パターン : 保振システム13時にダウン~16時に復旧

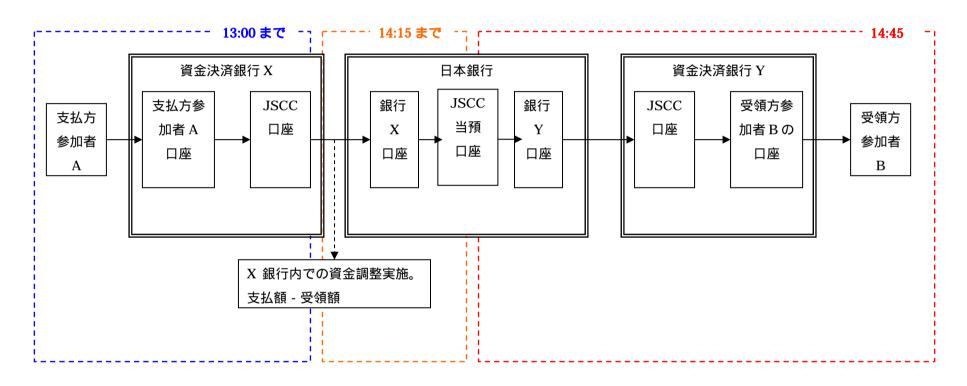
1500	
# 2	授受を行い、シ
2	対応時と同様 ットによる送金 しみ込むことが
「	
「	
清算機関 (JSCC)	情報参加者配信
(SEI) 受領	
The content of the	
P	
決済機関(保振-)) (保振-))	
(SE) 振替結果 送信 (3:00~) (SE) (SE) (SE) (SE) (SE) (SE) (SE) (SE	
資金決済銀行 参加者口座からJSCC口座に振替(随時) 振替実行 振音 東行	
日本銀行	
(S-3)	
Manual Manua	
(CEI) (Bin 支払 (振替)	
(日銀当預利用者)	

資金決済システム関連のリスク事象発現時の対応の整理

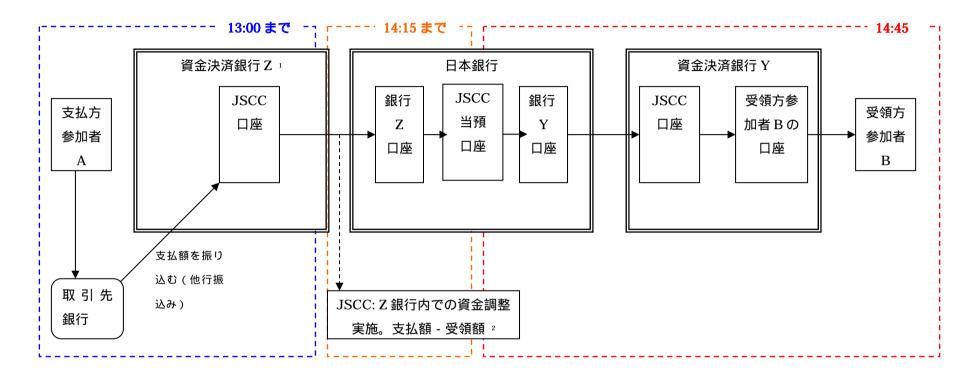


他行振込みによる代替運用例

1. 通常時の資金決済スキーム



2.他行振込みによる代替運用スキーム例



- 1:支払方参加者の口座開設先である資金決済銀行 X がオペレーション不可となった場合、JSCC から決済事務代行を依頼。
- 2: 資金決済銀行 X に口座を開設している受領方参加者の資金受領方法については、資金決済銀行 Z から参加者の取引先銀行口座への他 行振込みが考えられる。

清算・決済に係る現状の BCP 体制に関する改善のポイント(短期的対応)

清算・決済機関や資金決済銀行におけるシステム障害等、短時間で復旧が可能と想定されるリスク事象に対する現状の BCP については、以下のような改善点があるものと考えられる¹。

項目	内容	備考
1.総論	各関係機関における処理のカットオフタイムを考慮すると、リスク	
	発現時においては、できる限り迅速な状況把握、意思決定及び伝達が	
	当日中の決済結了のためには重要なポイントとなることから、現状の	
	BCP では以下の点について改善の余地があるのではないか。	
	(1)BCP 関連の連絡体制・マニュアルの整備	
	取引所取引の清算・決済については、各機関毎に所定の連絡体制・	
	マニュアル等は整備されているものの、処理フロー全体をカバーで	
	きる連絡体制(バックアップオフィス等代替業務の拠点への連絡方	
	法を含む。) が未整備となっており、また、マニュアルについても機	
	関縦断的な整合性を確保する観点から再確認が必要と考える。	
	(2)ストリートワイド訓練の定期的実施	
	清算・決済業務においては、処理フローの一部が停滞することで	
	全体が機能停止に陥る可能性が約定処理等よりも高いと考えられる	
	ため、全体としての円滑な対応を確保する観点から、定期的かつ全	
	体的な BCP 訓練の実施が求められる。	

¹ なお、本分科会においては、基本的には清算・決済関連機関とその参加者との間において、参加者制度の枠組みの下で可能と考えられる 対応を検討の対象とした。

項目	内容	備考
2 . 証券決済関係		
	(1)フェイルの追加支払い処理に係る簡便な代替措置の導入	・フェイルに伴う追加支払等についても、で
	証券・資金決済の時限前後に清算・振替システムに障害が発生し	きる限り口座振替により当日中に結了させ
	た場合、清算機関ではデータの授受や処理等を代替手段により行う	ることが望ましいことから、代替システム
	こととなるため、通常時に比べて当該処理等に時間を要することが	を導入しても時間を要してしまった場合
	想定されることから、清算機関側で予め簡便な代替システムを用意	(振替システムの障害により、決済未了デ
	し、可能な限り処理時間を短縮することで、参加者や関係機関にお	ータの作成に時間を要する場合を含む。)に
	ける後続処理時間の確保に寄与できるのではないか。(参考資料4青	は、資金決済銀行内における参加者口座と
	字部分)	清算機関口座間の同一店内振替と日銀ネッ
		トによる送金の組み合わせによる対応など
		を図ることが考えられる。なお、この場合、
		証券決済未了分に係る証券振替について
		は、通常どおり翌日の DVP 処理に組み込
		むことが可能と考えられる。
		・また、参加者と顧客との資金振替への影響
		をも考慮し、全銀システムの振替時限延長
		の可否について、今後、関係者に検討を要
		請していくこととする。
	(2)S-1日の振替請求に関する諸対応	
	S-1 日における清算機関から決済機関への振替請求が一定の時刻	
	までに行えない場合、S日の決済が繰延べとなる懸念がある。これを	
	回避するために以下のような方策について予め検討しておく必要が	
	ある。	

項目	内容	備考
	保振システム立上げ時刻の延刻 S 日における保振システムの立上げ時刻を延刻することにより、 S-1 から S 日にかけての決済機関での振替処理に要する時間を確保する対応が考えられる。(参考資料4青字部分)	・保振システムの立上げ時刻を延刻する場合、 保振機構における他のシステム(投資信託・一般債・決済照合)についても併せて 延刻される可能性があるため、本件対応の 実施については、別途、市場外取引専門部 会・公社債専門部会等と、証券市場全体の BCP における優先順位等を踏まえた検 討・調整が必要と考えられる。
	清算機関から決済機関への振替指図データ送信時刻の早期化 各取引所から清算機関への価格データ送信等の先行処理の前倒 しにより、清算機関から決済機関への振替指図データ送信時刻に ついて、可能な限り早期化を図る対応が考えられる。(参考資料4 青字部分)	
3.資金決済関係	(1)日本銀行当預口座振替の活用 資金決済銀行における障害のため同行内の参加者口座から清算機 関口座に振替が行えない場合において、当該資金決済銀行からの依頼により、日銀当預において、当該資金決済銀行口座から清算機関 口座へ決済尻の振替を行うことが可能と考えられる。 (2)資金決済銀行以外の金融機関における与信枠等の確保 資金決済銀行でシステム障害等が発生した場合にも、一義的には、	・この措置により資金の受方銀行及び受方参 加者に対する受渡しが可能となる。

項目	内容	備考
	清算機関に対し資金振替を結了させる義務は資金の渡し方参加者に	
	あることを踏まえ、例えば、複数行への資金分散や緊急時の与信枠	
	の確保等、可能な対応について予め平時から参加者において検討し	
	ておくことが考えられる。	

以上

短期的な対応では翌日以降への決済繰延べを回避できないと想定される事象

事象	決済結了が困難である理由	対応の方向性	備考
広域災害などにより、	・清算機関に同時被災リスクを回避で	・同時被災リスクを回避できるよ	・参加者側システムとの接続及び
清算機関のシステムが破	きるようなバックアップシステムが	うな場所にバックアップシス	切替訓練等も必要となる。
壊され回復に長時間を要	ないことから、災害発生翌日以降、	テムサイトを設置	
した場合	システムの機能回復までの間、決済		
	不可(未決済約定については決済繰		
	延べ)		
	・広域災害等以外でも、システム障害	・バックアップサイトへの切替	・「当日中の決済結了が可能な時
	の回復に長時間を要し、S-1処理に	は、当日中の決済結了が可能な	間」としては、現状の決済スケ
	おいて、清算機関のネッティング及	時間で完了させる必要	ジュールをベースとすると、事
	び資金・証券振替指図データの作成		象の発現から業務再開までの
	処理等、あるいは振替機関の振替明	・予め当日の決済結了に必須とな	時間について、2時間程度を目
	細作成処理が所定の時間内に完了で	るコア業務を確認しておき、バ	標とすることが考えられる。
	きない場合、翌日決済分以降、シス	ックアップサイトへの切換後	
	テムが回復するまでの間の決済が不	に、当該業務処理から優先的に	・ただし、障害発生タイミングに
	可となる。	実行することも考えられる。	よっては、参加者への債務引受
	(障害発生当日分の決済については、		明細等の配信等が遅延する又
	前日振替請求処理(証券・資金)に基づ		は不能となることがある。
	き人手により結了可能と考えられ		
	る 。)		

事象	決済結了が困難である理由		対応の方向性		備考
広域災害・疫病などに	・現状、バックアップオフィスは首都	•	同時被災リスクを回避できる		
より、首都圏全域で業務	圏に設置されていることから、広域		ようなバックアップオフィス		
処理機能が麻痺した場合	災害の場合、業務継続が困難となる		の設置	. г	「当日中の決済結了が可能な
	可能性がある。	•	バックアップサイトへの切替	睋	詩間」としては、現状の決済
			は、当日中の決済結了が可能	ス	スケジュールをベースとする
			な時間で完了させる必要	ع	と、事象の発現から業務再開
				\$	きでの時間について、2 時間
				程	呈度を目標とすることが考え
				6	られる。
約定データが毀損し、売	・ 清算・決済機関では、売り・買いア	•	約定データについては、約定		
り・買いにアンバランス	ンバランスとなっているものは処		成立の都度、可能な限り迅速		
が生じている場合	理ができない		に同時被災リスクを回避でき		
			るような場所にバックアップ		
			する。		
		•	売り・買いいずれかのみが判		
			明している場合には、できる		
			限り原約定の復元に努める。		

1.米国における状況

政府レベルのガイドライン		DTCC (The Depository Trust & Clearing Corporation) における取組み		
(BCP 白書 (interagency paper) 2003年4月リリース)		(Safe, Secure, Setting New Standards、2004年2月リリース)		
方針概要	・全金融関連機関共通の BCP 作成目的	方針概要	・最悪の状況においても、2時間以内の復旧を目指す。	
	▶ 重要な業務を迅速に広域障害から復旧させること		・従業員の安全確保と分散配置を促進する。	
	従業員の欠員や到達不能の状態を迅速に復旧させること		・複数のデータバックアップサイトを運営する。	
⇒ テストなどを通じて、対内・対外的に事業継続のための有効			・確固たる緊急指揮系統を構築し、域外からの運営を可能にする。	
な措置が構築されていることに高い確信を持つこと			・遠距離間における、高容量、高速、非同期データ送信を実現する。	
	・ 上記目的実現のためにサウンド・プラクティス(健全な実務)		・市場リスク、運営リスク、サイバーテロリスクを緩和する。	
	を提言している。その中でも清算・決済業務は特に重大な業務		・関連機関が現行の業務拠点、バックアップサイト、代替地に接続	
	として扱われている。主な内容は以下のとおり。(抜粋)		可能か、DTCC が関連機関に接続可能か定期的にテストする。	
▶ 災害が起こった場合、災害発生後2時間以内に復旧することを			・緊急時に市場、取引先、政府機関の意思決定者と連絡を取る。	
目標とすべきである。(当日中の業務結了が最低条件。)			・業務継続・回復のための最良の実務を追及する。	
	▶ 災害中の関連機関との連絡体制を構築すべきである。	具体的対応	・2005 年 3 月に米国フロリダ州タンパにバックアップセンター	
	▶ 清算・決済機関のバックアップサイトの要件		(Southern Business Center、以下 SBC)を開設。	
	1. 現行の業務拠点と同種の災害にさらされないために、地理		・現行の業務拠点と SBC は、メイン/サブの位置付けに分かれてい	
	的に適切な距離に配置する必要がある。		るが、SBC では DTC 及び NSCC 等の主要業務(券面処理機能を	
	2. 現行の業務拠点と同じ業務インフラ(交通手段、通信手段、		除く)を行える機能及び体制を備えている。	
	水・電力の供給など)に頼るべきではない。		・現行業務拠点と SBC はアクティブ/アクティブの体制。	
	3. 現行の業務拠点と従業員を別にすべき。		・SBC の開設当初の従業員数は 250 名。2006 年末までに 500 人と	
	4. バックアップサイトと現行の業務拠点、市場のバックアッ		する計画。	
	プサイト、主要な清算・決済機関、サービス提供会社との		・SMART (Securely Managed and Reliable Technology) と呼ばれ	
	間で、接続性、容量、データ送信の確実性をテストするこ		るネットワークを使用。自己回復能力を持ち、ネットワークの一	
	とが重要である。		部に障害が発生した場合、自動的に他のネットワークへデータを	
			送信する。顧客の主要業務現場だけでなく、バックアップサイト	
			へも接続している。SFTI (Secure Financial Transaction	
			Infrastructure、証券業向けの強固で人災、天災からの早急な回復	
			が可能なプライベートネットワーク)と相互接続している。	

2.ヨーロッパにおける状況

ロンドン	EU		
Feedback Statement on the Resilience Benchmarking Project Discussion Paper (取組み機関:FSA、HM Treasury, The Bank of England、2006年7月リリース)	BUSINESS CONTINUITY OVERSIGHT EXPECTATIONS FOR SYSTEMICALLY IMPORTANT PAYMENT SYSTEMS (取組み機関: ECB、2006年5月リリース)		
 方針概要 ・具体的な復旧時間についての取決めは特にないが、清算・決済業務などについては、特に重要な業務として復旧目標が定められている。主な内容は以下のとおり。 ♪ 災害時において、当日期限の重要な未決済の取引については、時間を延長するなどして当日の業務終了までに結了すべきである。 ♪ 災害の翌日、以下の取引の処理を業務終了までに結了すべきである。 1 前日期限で決済が繰り延べられている取引 2 当日期限の全ての取引 > 期限までに債務を履行できるか確信が持てない場合は、新しい取引を行う前に注意深く検討すべきである。 ・ 業務回復のための時間枠と優先順位を明確にすべきである。 ・ 広域災害や従業員に対する重大な被害等による、運営上の混乱を考慮すべきである。 ・ バックアップサイトを用いて、重要な従業員、IT、設備の復旧を含む、複合的な状況を想定したテストを行うべきである。 ・ 広域ネットワーク通信は、バックアップサイトにおいて1時間以内に復旧されなければならない。 ・ 災害により影響を受けた全ての重要な IT システムは2時間以 	方針概要		
内に復旧可能であるべきである。	BCP の内容について開示すべきである。		